

暴走族相談員運用要綱の制定について

平成16年 3 月30日 例 規 第 8 号 神交指発第1872号 各所属長あて	本部長
---	-----

改正 平成17年 3 月29日例規第16号神務発第622号

このたび、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年神奈川県条例第73号）第11条に規定する暴走族相談員の運用について、別添のとおり暴走族相談員運用要綱を制定し、平成16年 4 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、効果的に運用されたい。

別添

暴走族相談員運用要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、暴走族相談員の運用及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。
（相談員）

第 2 条 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年神奈川県条例第73号。以下「条例」という。）第11条の規定により交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）に暴走族相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号）第104条第3項に規定する非常勤職員をもって充てる。

（相談員の心構え）

第 3 条 相談員は、第 7 条の業務を行うために必要な知識及び技能の習得のほか、人格及び見識の向上に努めなければならない。

（交通捜査課長の任務）

第 4 条 交通部交通捜査課長（以下「交通捜査課長」という。）は、相談員の運用に関する事務を掌理するとともに、相談員に対し、業務を行うために必要な知識及び技能について指導し、及び教養するものとする。

（勤務時間）

第 5 条 相談員の 1 日の勤務時間は、原則として 6 時間とする。

（勤務場所）

第 6 条 相談員は、交通捜査課において勤務するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交通捜査課長は、必要と認めるときは、交通捜査課以外の場所において勤務させることができる。

（業務）

第 7 条 相談員は、条例第11条第 1 号及び第 2 号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（1）暴走族（条例第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）の解体の働きかけ

に関する活動

- (2) 暴走族から脱退した少年等に対する立直りの支援に関する活動
- (3) 暴走族等の追放（条例第2条第7号に規定するものをいう。）を促進する活動の支援に関する活動

- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通捜査課長が指示する業務

（連携）

第8条 相談員は、業務を行うに当たり、交通捜査課暴走族対策室員と緊密な連携を図るものとする。

（身分証明書）

第9条 相談員は、神奈川県警察非常勤職員の雇用等に関する規程（昭和61年神奈川県警察本部訓令第10号）第19条の規定により身分証明書の貸与を受けるものとする。

- 2 相談員は、業務を行うに当たり、相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（報告）

第10条 交通捜査課長は、相談員の業務に係る紛議事案、公務災害事案その他特異な事案等を認知したときは、速やかに事案の内容を警察本部長に報告するものとする。

（留意事項）

第11条 相談員は、業務を行うに当たり、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。

- (1) 相談者等に係る個人情報及び職務上知り得た秘密を保持すること。
- (2) 相談者等の正当な権利及び自由を不当に侵害しないこと。
- (3) 関係機関又は団体と連携した活動が特定の政党や政治目的のために利用されることのないようにすること。